

## 一般財団法人 防衛技術協会定款

平成24年 3月21日 認 可

平成27年 5月28日 一部変更

令和 5年 6月27日 一部変更

令和 6年 3月29日 一部変更

# 一般財団法人防衛技術協会定款項目

## 第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 事業年度

## 第2章 財産及び会計

- 第6条 財産の構成
- 第7条 財産の種類
- 第8条 基本財産の処分の制限
- 第9条 財産の管理及び運用
- 第10条 事業計画及び収支予算
- 第11条 暫定予算
- 第12条 事業報告及び決算
- 第13条 暫定予算の決算
- 第14条 長期借入金
- 第15条 新たな義務の負担等
- 第16条 会計の原則等

## 第3章 評議員及び評議員会

- 第17条 評議員の定数
- 第18条 評議員の選任及び解任
- 第19条 評議員の任期
- 第20条 評議員の報酬
- 第21条 評議員会の構成
- 第22条 評議員会の権限
- 第23条 評議員会の種類及び開催
- 第24条 評議員会の招集
- 第25条 評議員会の議長
- 第26条 評議員会の定足数
- 第27条 評議員会の決議
- 第28条 評議員会の決議等の省略
- 第29条 評議員会の議事録

## 第4章 役員及び理事会

- 第30条 役員の種別
- 第31条 役員の選任等
- 第32条 役員の職務及び権限

- 第33条 役員の任期
- 第34条 役員の解任
- 第35条 役員の報酬等
- 第36条 理事会の構成
- 第37条 理事会の権限
- 第38条 理事会の種類及び開催
- 第39条 理事会の招集
- 第40条 理事会の議長
- 第41条 理事会の定足数
- 第42条 理事会の決議
- 第43条 理事会の決議等の省略
- 第44条 理事会の議事録

## 第5章 特別顧問、顧問及び会員

- 第45条 特別顧問及び顧問
- 第46条 会員

## 第6章 事務局

- 第47条 設置
- 第48条 書類の備置き及び閲覧等

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

- 第49条 定款の変更
- 第50条 合併等
- 第51条 解散
- 第52条 残余財産の処分

## 第8章 役員損害賠償責任

- 第53条 役員責任免除

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

- 第54条 情報公開
- 第55条 個人情報の保護
- 第56条 公告方法

## 第10章 雑則

- 第57条 委任

## 附 則

# 一般財団法人防衛技術協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人防衛技術協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、防衛技術研究開発及びこれに関連する諸問題について、調査研究を行い、官民の防衛技術の交流を促進し、正しい理解と知識を広め、必要な施策の提言を行い、官民の防衛技術の向上を図るための助成及び防衛技術研究開発に対する協力・支援を行い、もって防衛技術研究開発の振興を図り、わが国の防衛基盤の育成強化及び防衛意識の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防衛技術研究開発に関する総合的調査研究及び提言
  - (2) 防衛技術研究開発に関する官民の技術交流の促進
  - (3) 防衛技術研究開発の奨励及び助成
  - (4) 防衛技術研究開発に関する刊行物の発行及び研究会、講習会、講演会等の開催
  - (5) 防衛技術研究開発に伴う試験計測等に対する協力・支援のため必要な技術の提供
  - (6) 労働者派遣事業
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人への移行時の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費
- (6) その他の収入

(財産の種別)

- 第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
  - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

- 第8条 この法人は基本財産について、適正な維持管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又はその一部を担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けるものとする。

(財産の管理及び運用)

- 第9条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行い、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告書の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 この法人は、前項の定時評議員会終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。
  - 3 この法人は、特定の個人又は団体に対して、剰余金の分配を行うことはできない。

(暫定予算の決算)

- 第13条 第11条の暫定予算は、前条の決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

- 第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、償還返済期間が1年以内である短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 第8条に規定する基本財産の処分等及び前条に規定する長期借入金に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(会計の原則等)

第16条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計事務規則によるものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第17条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、第4項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成するものとする。

3 評議員選定委員会を構成する評議員、監事及び事務局員は理事会において選任する。

4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）

5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細部は、理事会において定める。

6 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

7 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

8 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議又は理事会の決議により、当該評議員の解任について評議員選定委員会に提案することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は評議員にふさわしくない行為があると認められるとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 9 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- なお、評議員選定委員会において評議員の解任の決議を行う場合には、評議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 10 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 11 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項を併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 12 第10項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 13 評議員に異動があったときは、2週間以内に変更の登記をしなければならない。

#### (評議員の任期)

- 第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 第17条に定めた評議員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬)

- 第20条 評議員には、その職務の執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、1人当たり毎年総額10万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 第1項及び第2項に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て定める。

#### (評議員会の構成)

- 第21条 評議員会は、すべての評議員で構成する。

#### (評議員会の権限)

- 第22条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款で定めた事項を決議する。

- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第3項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(評議員会の種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 評議員から、評議員会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定による請求をした評議員が、法令に掲げる場合に、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(評議員会の招集)

第24条 評議員会は、前条第3項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、開催日時及び場所並びに目的である事項等についての理事会の決議によって、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けた場合又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 理事長（前条第3項第3号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく招集することができる。

(評議員会の議長)

第25条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(評議員会の定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(評議員会の決議)

第27条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、議決に加わることはできない。

(評議員会の決議等の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が、評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第29条 評議員会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年4月20日法務省令第28号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第60条第3項に定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った者が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名しなければならない。

2 前条第1項の規定に基づき、議決に加わることができる評議員会全員の同意により、評議員会の決議を省略した場合の議事録の記載事項は、一般社団・財団法人法施行規則第60条第4項第1号によるものとする。

3 前条第2項の規定に基づき、評議員全員の同意により、評議員会への報告を省略した場合の議事録の記載事項は、一般社団・財団法人法施行規則第60条第4項第2号によるものとする。

## 第4章 役員及び理事会

(役員の種類別)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1人を代表理事、代表理事以外の理事のうち1人以上2人以内を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第31条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選任する。

4 前項で選任された代表理事及び業務執行理事は、それぞれ理事長及び常務理事に就任する。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に変更の登記をしなければならない。

(役員の仕事及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
  - (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査すること。  
この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (6) 第4号に規定する場合において、必要があると認めるときは、招集権者に対し、理事会の招集を請求すること。
  - (7) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集する。
  - (8) 理事が、この法人の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しく損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(役員の仕事)

第33条 理事の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げないが、3任期を限度とする。

なお、必要があるときは、評議員会の決議を経て、4任期以上に任期を延長することができる。

- 2 監事の仕事は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の仕事として選任された役員の仕事は、退任した役員の仕事の満了する時までとする。
- 4 第30条に定める役員の仕事の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員の仕事)

第34条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により解任す

ることができる。この場合、評議員会において解任の決議を行う前に、  
弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は堪えないと認められるとき。

#### (役員報酬等)

第35条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

#### (理事会の構成)

第36条 理事会は、すべての理事で構成する。

#### (理事会の権限)

第37条 理事会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定めるもののほか、この法人の重要な業務の執行に関する事項を決定する。

#### (理事会の種類及び開催)

第38条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度の年度末及び毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第32条第5項第6号又は第7号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (理事会の招集)

第39条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事又は第32条第5項第7号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第32条第5項第6号に該当する場合には、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けた場合又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。  
2 前項前段の場合において、議長は、議決に加わることはできない。

(理事会の決議等の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。  
2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（一般社団・財団法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告を除く）を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第44条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法施行規則第15条第3項に定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名をしなければならない。  
ただし、理事長が欠けた場合又は理事長に事故があるときは、出席した理事及び監事が、議事録に署名若しくは捺印又は電子署名をするものとする。  
2 前条第1項の規定に基づき、全理事の同意により、理事会の決議を省略した場合の議事録の記載事項は、一般社団・財団法人法施行規則第15条第4項第1号によるものとする。  
3 前条第2項の規定に基づき、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し、理事会へ報告することを要しない場合の議事録の記載事項は、一般社団・財団法人法施行規則第15条第4項第2号によるものとする。

## 第5章 特別顧問、顧問及び会員

(特別顧問及び顧問)

第45条 この法人に特別顧問1名及び顧問若干名を置くことができる。  
2 特別顧問は、理事長が必要と認めた場合に、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 特別顧問は、この法人の運営に関し、特に重要な事項について、理事長の相談に応ずるほか、いつでも理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、3年とし、再任を妨げないが2任期を限度とする。
- 6 顧問は、この法人の業務運営に関し、理事長の諮問及び相談に応ずるほか、理事長に対し、意見を述べるができる。
- 7 特別顧問及び顧問には、費用を弁償することができる。

(会員)

- 第46条 この法人の趣旨に賛同する個人又は法人、その他団体を会員とすることができる。
- 2 会員の入会及び退会並びに会費等に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。
  - 3 会員は、この法人の出版物の配布を受け、また、この法人の主催する講演会等に参加することができる。

## 第6章 事務局

(設置)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
  - 3 重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
  - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

- 第48条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備えて置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに従い備え置くものとする。
- (1) 定款
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (4) 事業報告書
  - (5) 附属明細書
  - (6) 監査報告書
  - (7) 理事会及び評議員会の議事録
  - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類の閲覧等については、法令に定める基準及び理事会の決議を経て別に定める情報公開に関する規則等によるものとする。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経て、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第18条についても適用する。

### (合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び業務の全部を譲渡することができる。

### (解散)

第51条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の処分)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産については、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 役員損害賠償責任

### (役員責任免除)

第53条 一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の役員損害賠償責任については、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

ただし、理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、この法人は、外部役員（外部理事又は外部監事）との間で、一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (公告方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 雑 則

### (委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

別表 基本財産（第7条第2項関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 数 量 等
定期預金	(みずほ銀行) 39,000千円